

課題

■本県ではてんかん学会の専門医が小児科医のみであり、小児年代から成人期への医療の移行（トランジション）が課題となっている。全年代を通じた横断的な診療体制の構築が必要。

■小児年代については、小児神経医が県内各所に点在。各々の自助努力での対応となっているが、スーパーバイズ機能を果たす後方支援病院が必要。

■薬物療法が主となるが、難治性てんかんに対しては、外科的治療も必要となるため、外科的治療の機能を有する医療機関が必要。

■診療は精神科、脳神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科で担われているが、地域で柱となる専門医療機関の整備が必要。

※（公社）日本てんかん協会から要望書が提出されている。

・山梨県においても、国が行う「てんかん地域診療連携体制整備事業」に取り組み、県民がどの地域に住んでいても、安心して適切なてんかん医療が受けられる体制を構築すること。

取り組みの方向性

①てんかん診療拠点機関の設置

専門医を有し、検査や診断のための施設設備を備え、外科治療を含めた複数の診療科による集学的治療を行うことができる県内医療機関のうち、1か所を指定する。

専門的な相談支援、関係機関との連携・調整を図り、プライマリケアを行う医療機関に対する助言・指導を行う。

②てんかん連携体制の構築・人材育成・理解促進

てんかんに関する治療・相談支援を行う関係機関（医療機関、精神保健福祉センター、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整を図る。

医療従事者、関係機関職員、患者及びその家族等に対する研修会の開催や、患者及びその家族、地域住民等への普及啓発を図り、てんかんに関する正しい知識・情報発信に努める。

国 県 地域

